

水俣市告示第98号

水俣市農業資材等価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月1日

水俣市長 高岡 利治

水俣市農業資材等価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、または、原油価格および生産資材等価格の高騰により甚大な影響を受けている農業者に対し、水俣市農業資材等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支援金の交付対象となる者)

第2条 この支援金の交付対象となる農業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和4年12月1日現在で農業を営んでおり、事業を継続する意思を有する者
- (2) 令和4年12月1日現在で水俣市内に住所を有する者または水俣市内に本社を置く法人であって、自ら農畜産物を生産し、令和3年分の農畜産物販売金額（仕入販売金額を除く。以下同じ。）が50万円以上の者。もしくは水俣市内に住所を有する認定新規就農者。
- (3) 別表に定める経営の改善・安定化の取組みに2項目以上取り組む者
- (4) 市税について滞納がない者
- (5) 水俣市畜産飼料価格高騰対策支援金の交付を受けていない者
- (6) 水俣市燃料価格高騰対策補助金の交付を受けていない者（所管課：経済観光課）
- (7) 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその法人の役員が、水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではなく、これら反社会的勢力から出資金等資金提供を受けていないこと。

(支援金の額)

第3条 この支援金の交付額は、令和3年分の農畜産物の販売金額に100分の1を乗じて得た額（上限額は50万円とし、1,000円未満を切り捨てる。）とする。なお、法人にあつては、直近年の農畜産物の売上高（仕入れ販売金額を除く。）に対して100分の1を乗じて得た額（上限額は50万円とし、1,000円未満を切り捨てる。）とする。

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(支援金の交付申請及び請求)

第4条 申請者は、水俣市農業資材等価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (2) 本人確認書類の写し、法人の場合は登記書の写し
 - (3) 令和3年分の確定申告書等の控えの写し、法人の場合は直近年の決算書の写し
 - (4) 市税に滞納のない証明書
 - (5) 申請者名義の口座番号が確認できる書類
 - (6) 経営の改善・安定化の取組み内容がわかる書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （支援金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、申請書を受領したときは、当該申請に係る書類及び聞き取り等による調査を行い、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、支援金額を確定するものとする。

2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、水俣市農業資材等価格高騰対策支援金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（実績報告）

第6条 支援金の交付に係る実績報告は、前条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

（支援金の返還等）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。前条の支援金額確定通知を行った後においてもまた同様とする。

- (1) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表

項	経営の改善・安定化のための取組項目
1	燃油高騰対策、省エネ対策への取組
2	肥料コスト低減対策の取組
3	飼料安定供給対策の取組
4	地産地消、六次産業化の取組
5	収入保険、畜産経営安定対策等への加入
6	スマート農業、新技術の導入